公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年６月８日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成23年５月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大矢産業株式会社　大矢　恵三　愛知県名古屋市中区大須二丁目10番50号　国土交通大臣許可（般―18）第13130号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年５月10日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年６月８日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年５月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　能美工株式会社　速山　清浩　広島県広島市南区黄金山町24―９　国土交通大臣許可（般―22）第14739号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年６月８日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年５月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エスケー　桑原　　康　広島県東広島市西条町田口一ツ橋720―５　国土交通大臣許可（般―22）第23643号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年４月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年６月８日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年５月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＫＹテクノロジー株式会社　楠　　惠登　山口県下松市大字東豊井905―２　国土交通大臣許可（般―21）第23084号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、板金工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年６月８日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年５月18日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カナック　津田　俊雄　香川県高松市三谷町136　国土交通大臣許可（般・特―21）第3386号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第３８１号

鳥取市西町１丁目424番地

申立人　田村　康明

本籍鳥取県八頭郡河原町大字河原50番地、最後の住所鳥取県鳥取市布勢67番地８、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成９年12月１日、出生の場所鳥取県八頭郡河原町、出生年月日昭和16年７月10日、職業不詳

被相続人　亡　森下　大二

鳥取県鳥取市西町１丁目452番地２　上田ビル２階

相続財産管理人　森田　富人

鳥取家庭裁判所

平成２３年（家）第１８９号

山口市中央４丁目５番16号

申立人　山口県信用保証協会

本籍山口県岩国市阿品976番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日平成22年９月３日、出生の場所山口県岩国市、出生年月日昭和30年９月25日、職業建築材料卸売業

被相続人　亡　相川　和男

山口県岩国市麻里布町７丁目６番４号

相続財産管理人　弁護士　奥　　憲治

山口家庭裁判所岩国支部

平成２３年（家）第４１３号

徳島市徳島町２丁目17番地

申立人　徳島地方検察庁　検事正　長野　哲生

本籍不詳、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所徳島県三好市東祖谷菅生205番地25剣山登山リフト西島駅近くの山中､死亡年月日不詳、出生の場所本籍に同じ、出生年月日不詳、職業不詳

被相続人　亡　不詳

徳島市下助任町４丁目９番地の４

相続財産管理人　立川　福夫

徳島家庭裁判所

平成２３年（家）第１０４２号

高知県香美市土佐山田町百石町１丁目４番15号

申立人　島内　節子

本籍高知県香美市土佐山田町松本175番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所高知県高知市､死亡年月日平成22年11月20日、出生の場所兵庫県多紀郡篠山町、出生年月日昭和20年１月12日、職業不詳

被相続人　亡　島内　憲明

事務所高知県南国市東崎947番地１　土方司法書士事務所

相続財産管理人　土方　　昭

高知家庭裁判所

平成２３年（家）第１０４８号

大阪府茨木市下中条町５番２号

申立人　奥宮　泰彦

本籍高知県香美市香北町梅久保830番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所高知県香美市、死亡年月日推定平成23年２月４日、出生の場所高知県香美郡在所村、出生年月日昭和27年５月８日、職業無職

被相続人　亡　幾井　博之

事務所高知市新本町１丁目１番16号３階北

相続財産管理人　和田　洋平

高知家庭裁判所